平成２８年（フ）第８９号
大分県別府市西野口町15番10号　第１塩屋コーポ108号
債務者　菊池　芳昭
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
兵庫県川西市美園町３番10号
債務者　川瀬　加代
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
兵庫県西宮市青木町４番25―410号、住民票上の住所兵庫県西宮市殿山町６番38号
債務者　砂口文子こと　砂口　　文
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市昭和南通６丁目150番地の１ニューアメリカンプラザ３号館９―Ｂ、前住所兵庫県尼崎市昭和南通４丁目54番地　サンシティ21―306
債務者　世利　雅人
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目１番９号　楠風101号
債務者　小谷　義久
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７３号
愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳一番館712号
債務者　別所　　理
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３９号
兵庫県三田市横山町８番２―304号
債務者　柏井　康弘
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８号
神戸市兵庫区中道通２丁目４番４―805号、従前の住所神戸市中央区古湊通１丁目２番８―306号
債務者　安黒　真美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６４号
兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町１丁目11番40号
債務者　田原　　実
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９号
長崎県長崎市小江原２丁目15番６―206号、旧住所長崎県長崎市宿町658番地　宿町アパート17棟501号室
債務者　川崎　典文
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
千葉県四街道市美しが丘１―27―１　フローラルオオカワＩ―201、住民票上の住所千葉県八街市八街い200番地68
債務者　若王子貞男
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６２号
千葉県八街市八街に49番地67
債務者　間根山みどり
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７２号
千葉県八街市文違301番地2817
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３７号
山口県下関市新垢田北町５番13号　アモール新垢田Ｉ　203号、前住所山口県下関市貴船町４丁目１番17　202号
債務者　笹本　慎二
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
鹿児島県鹿屋市上谷町13527番地
債務者　牛牧　成年
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目39番地　サンハイムＩ101
債務者　塚田　　治
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
広島県福山市神辺町字道上710番地34
債務者　田和　純一
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係